

茨木市学校給食費納付額決定通知書

茨木市立玉櫛小学校
保 護 者 様

茨木市長 福岡 洋一



あなたが納付すべき令和6年度の学校給食費の額を次のとおり決定しましたので通知します。

	実施回数及び各学年の学校給食費								納付期限 (口座振替日)
	回 数	1・2年生 (1食220円)		3・4年生 (1食230円)		5・6年生 (1食240円)			
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
4月分	1年生:9回 2年生:14回 3年生:14回 4年生:14回 5年生:14回 6年生:14回	1,980 円	3,080 円	3,220 円	3,220 円	3,360 円	3,360 円	令和6年5月27日(月)	
5月分	1年生:20回 2年生:20回 3年生:20回 4年生:20回 5年生:21回 6年生:19回	4,400 円	4,400 円	4,600 円	4,600 円	5,040 円	4,560 円	令和6年6月27日(木)	
6月分	1年生:19回 2年生:19回 3年生:19回 4年生:19回 5年生:19回 6年生:19回	4,180 円	4,180 円	4,370 円	4,370 円	4,560 円	4,560 円	令和6年7月29日(月)	
7月分	1年生:13回 2年生:13回 3年生:13回 4年生:13回 5年生:13回 6年生:13回	2,860 円	2,860 円	2,990 円	2,990 円	3,120 円	3,120 円	令和6年8月27日(火)	
8・9月分	1年生:23回 2年生:23回 3年生:23回 4年生:23回 5年生:22回 6年生:22回	5,060 円	5,060 円	5,290 円	5,290 円	5,280 円	5,280 円	令和6月10月28日(月)	
10月分	1年生:20回 2年生:20回 3年生:20回 4年生:20回 5年生:20回 6年生:21回	4,400 円	4,400 円	4,600 円	4,600 円	4,800 円	5,040 円	令和6年11月27日(水)	
11月分	1年生:20回 2年生:20回 3年生:20回 4年生:20回 5年生:20回 6年生:17回	4,400 円	4,400 円	4,600 円	4,600 円	4,800 円	4,080 円	令和6年12月27日(金)	
12月分	1年生:16回 2年生:16回 3年生:16回 4年生:16回 5年生:16回 6年生:16回	3,520 円	3,520 円	3,680 円	3,680 円	3,840 円	3,840 円	令和7年1月27日(月)	
1月分	1年生:16回 2年生:16回 3年生:16回 4年生:16回 5年生:16回 6年生:16回	3,520 円	3,520 円	3,680 円	3,680 円	3,840 円	3,840 円	令和7年2月27日(木)	
2月分	1年生:18回 2年生:18回 3年生:18回 4年生:18回 5年生:18回 6年生:18回	3,960 円	3,960 円	4,140 円	4,140 円	4,320 円	4,320 円	令和7年3月27日(木)	
3月分	1年生:13回 2年生:13回 3年生:13回 4年生:13回 5年生:13回 6年生:11回	2,860 円	2,860 円	2,990 円	2,990 円	3,120 円	2,640 円	令和7年4月28日(月)	
計	1年生:187回 2年生:192回 3年生:192回 4年生:192回 5年生:192回 6年生:186回	41,140 円	42,240 円	44,160 円	44,160 円	46,080 円	44,640 円		

※6年生は5月にお楽しみ給食（1食548円）を実施予定です。差額308円を5月分の学校給食費に併せて徴収します。

＜納付方法＞

- ・給食実施月の翌月27日（27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座振替しますので、預貯金残高を十分にご確認ください。
- ・口座振替ができなかった場合は、翌月15日に再振替します。
- ・再振替ができなかった場合は、納付書を送付させていただきます。

＜アレルギー等により学校給食費の額が変更になる場合＞

- ・後日、茨木市学校給食費納付額変更通知書を送付します。

＜学校給食を停止(休日を除く連続3日以上)する場合＞

- ・傷病・転出によるときは停止をしようとする日の平日3日前まで、その他の理由によるときは前月15日までに「茨木市学校給食（停止・再開）届」を学校に提出してください。